にじのまち訪問リハビリテーション
指定（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)
第１条きらり健康生活協同組合が開設する老人保健施設にじのまち（以下「事業所」という）が実施する指定（介護予防）訪問リハビリテーション（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者に対し、適正な指定（介護予防）訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営方針)
第2条指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図る。
指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
2事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
3事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。
4事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
5事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、感染の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
6（介護予防）訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(事業所の名称等)
第3条事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1)名　称　　にじのまち訪問リハビリテーション
(2)所在地　　福島市北沢又字番匠田５

(従業者の職種、員数、及び職務内容)
第4条事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
(１)管理者１名（常勤兼務、医師と兼務）
　　管理者は、訪問リハビリテーション等の業務および従業者の管理を行う。
(2)従業者の職種及び員数
　　医師１名以上
　　理学療法士または作業療法士または言語聴覚士　　１名以上
　　従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを提供する

(営業日及び営業時間)
第5条事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
(1)営業日月曜日から土曜日までとする。
国民の祝日については必要に応じて営業を行う。ただし左記以外の国民の祝日、年末年始、夏季休暇(事業所の定める期間)を除く

(2)営業時間午前9時から午後5時までとする。

(指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容)
第６条指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容
（１）指定（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に質するよう支援します。
（２）指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点からサービスを提供いたします。

（利用料等その他の費用の額）
第7条　指定（介護予防）訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、**介護報酬の告示上、法定代理受領分は、利用者の収入等により介護報酬の１割～３割負担とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告**

示上の額とする。

2　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定（介護予防）訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
　通常の実施地域を越えて１ｋｍにつき　25 円
3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の実施地域)
第8条通常の実施地域は、福島市とする。

(衛生管理等)
第9条事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応の方法)
第10条従業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
4事業所は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生じた場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)
第11条事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。
2事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第2 3条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)
第12条事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)
第13条事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
(1)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4)虐待等が発生した場合に対し、責任者を選任し相談・報告体制を整える。
(5)必要に応じ、成年後見制度利用などの支援を行う。
(6)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等適正化推進のための措置)
第14条 事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行わない。
2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)
第 15 条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・体調に不安がある場合やご利用者・ご家族に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合はサービスご利用前にご相談ください。
- ・ご利用にあたり、保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類の内容に変更が生じた場合は必ず当事業所までお知らせください。
- ・あらかじめ計画された時間に、利用者の緊急対応や交通事情等により遅れる場合があります。また、事業者側の都合により、日時の変更をお願いする場合があります。
- ・利用者様、ご家族様からのお心遣い、訪問時の飲食などのもてなしは遠慮させていただきます。
- ・訪問サービス提供中、ペットは別室に隔離をお願いする場合があります。
- ・訪問サービス提供中、喫煙はお控えくださるようお願いします。
- ・訪問サービス提供にあたり、利用者様の現金をお預かりすることはございません。（ただし、利用料のお支払方法が現金の場合は、領収証と引き換えに現金をお預かりいたします。）

(その他運営に関する重要事項)
第 16 条　その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。
１当事業所は、従業者の資質向上を図るため、業務体制を整備する。
① 研修の機会を設ける　採用時研修　採用後　６ヶ月以内・継続研修　　年１回以上
② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
２業務継続計画の策定等
① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開　を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

３職員に対するハラスメント
利用者又は家族が、事業所や当事業の従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為、介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する・怒鳴る等)、セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む｝又、カスタマーハラスメント（優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた過剰な要求等）を行い、従業者の就業環境が害される状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができる。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、きらり健康生活協同組合との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2025 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。